

# 2019年度 法科大学院

## 第2期入学試験問題

### 4時限

## 民事訴訟法・刑事訴訟法

### (短答式)

## 試験時間合計 40分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [民事訴訟法]

**問1** 婚姻費用の分担を命じる審判に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 婚姻費用の分担に関する審判は、公開審理が行われる。
- 2 婚姻費用負担義務の存否を終局的に確定することは純然たる訴訟事件であって、憲法 82 条による公開法廷における対審及び判決によって裁判がなされるべきである。
- 3 婚姻費用の分担に関する審判の手続は、職権探知主義に基づいて審理が行われる。
- 4 婚姻費用の支払を命じる審判に基づいて、強制執行の申立てをすることができる。

**問2** 訴訟行為に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 民事訴訟の当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない。
- 2 客観的事情の開示を伴わない忌避の申立てを繰り返すなど、当事者が訴訟遅延のみを目的とする忌避申立てをすることは忌避権の濫用であり、申立ての対象となった裁判官自らがその申立てを却下することができる。
- 3 裁判所に対する訴状の提出後その送達前に訴状に被告として表示されている者が死亡した場合において、相続人が異議を述べずに被告の訴訟を承継する手続をとり、第一、二審を通じて、自ら進んで訴訟行為をしたとしても、相続人において、本件訴訟の被告が死者であるとして、上告審において自らの訴訟行為の無効を主張することができる。
- 4 金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない。

**問3** 当事者の能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 当事者能力とは、民事訴訟の当事者として本案判決の名宛人となることのできる一般的な資格をいい、実体法上の行為能力に対応する。
- 2 訴訟能力とは、自ら単独で有効な訴訟行為をし、又は受けるために必要な能力をいい、訴訟能力を欠く未成年者によってなされた訴訟行為は、法定代理人の取消権の行使によって、遡って無効になる。
- 3 弁論能力とは、出廷して弁論をなし得る能力又は資格をいい、裁判所は、当事者が訴訟関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができないときといえども、その陳述を禁止して弁論能力を制限することはできない。
- 4 意思能力とは、自己の行為の法的な結果を認識し判断することができる能力をいい、たとえ訴訟能力が存在しても、訴訟行為を行う者がその時点で意思能力を欠くときは、当該訴訟行為は無効となる。

**問4** 裁判上の自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 主要事実につき自白が成立すると、当該事実は証明することを要しない。
- 2 間接事実につき自白が成立しても、裁判所は、必ずしもその自白に拘束されるものではない。
- 3 書証の成立の真正についての自白は、裁判所を拘束する。
- 4 刑事上罰すべき他人の詐欺行為によって裁判上の自白がなされた場合、自白者がこれを理由としてその無効ないし取消を主張したときは、裁判上の自白の効力は認めべきではない。

**問5** 責問権の放棄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 責問権の喪失は、当事者が訴訟手続に関する規定の違反を知って遅滞なく異議を述べないときに限り認められ、当事者が知ることができた場合に認められることはない。
- 2 責問権の放棄は、訴訟手続内における裁判所に対する一方的陳述によって行う。
- 3 責問権は、違法となる訴訟行為が行われた後になされることを要し、予めこれを放棄することはできない。
- 4 宣誓させるべき証人を宣誓させずに尋問した場合でも、当事者が遅滞なく異議を述べないときは、責問権を失う。

**問6** 証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 証拠方法とは、裁判官が五官の作用により調べることのできる有形物をいい、証人、当事者本人、鑑定人、文書、検証物がある。
- 2 証拠力とは、ある有形物が証拠方法として用いられる適性をいう。
- 3 証拠資料とは、証拠方法を調べることによって感得された内容をいう。
- 4 証拠原因とは、裁判官の心証形成の原因となった資料をいう。

**問7** 判決の効力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 確定判決の効力は、既判力、執行力及び形成力に限られ、これら以外の効力が生じることはない。
- 2 給付訴訟における判決が確定すると、原告の勝訴、敗訴のいずれの場合も執行力と既判力が生じる。
- 3 訴え却下判決にも既判力が生じるから、訴え却下判決が確定した場合、当事者は同一の請求について再訴することはできない。
- 4 既判力は、事実審の口頭弁論終結の時点において生じ、当該口頭弁論終結時以前の権利・法律関係を確定することはない。

**問8** 請求の併合に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 請求の併合は、同種の訴訟手続による場合で、各請求の間に関連性があるときに限り許される。
- 2 訴訟物に関する理解が、請求の併合に該当するか否かの判断に影響することがある。
- 3 請求の併合形態には、単純併合、予備的併合、選択的併合がある。
- 4 予備的併合は、主位的請求が認容されることを解除条件として、予備的請求につき審判を申し立てる併合形態である。

**問9** 固有必要的共同訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 固有必要的共同訴訟は、合一確定の必要がある場合に限り認められる共同訴訟類型である。
- 2 固有必要的共同訴訟は、原告の申出があったときに限り、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。
- 3 固有必要的共同訴訟において、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。
- 4 固有必要的共同訴訟において、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

**問10** 訴訟承継に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 死亡や合併などにより当事者の地位が包括的に第三者に承継されると、法律上当然に訴訟承継が生じる。
- 2 訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けたときは、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせることができる。
- 3 訴訟の係属中その訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けたことを主張して、独立当事者参加の規定により訴訟参加をしたときは、その参加は、訴訟の係属の初めに遡って時効の中断又は法律上の期間の遵守の効力を生ずる。
- 4 土地賃貸人が賃貸借契約の終了を理由に土地賃借人に対して建物収去土地明渡を求める訴訟の係属中に、第三者が土地賃借人から同建物を賃借し、これに基づき同建物及びその敷地の占有を承継したとしても、訴訟物たる権利義務の移転がない以上、土地賃貸人の当該第三者に対する訴訟引受けが認められることはない。

## [刑事訴訟法]

**問1** 逮捕に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 現行犯逮捕が認められるには、犯罪が行われたこと及び被逮捕者がその犯人であることが明白であることが必要である。
2. 通常逮捕の逮捕状の請求を受けた裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、常に逮捕状を発しなければならない。
3. 司法警察員は、被疑者を逮捕した場合において、留置の必要があると思料するときは、被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に、書類及び証拠物とともに被疑者を検察官に送致する手続をしなければならない。
4. 検察官は、逮捕状により逮捕された被疑者を司法警察員から受け取った場合、留置の必要がないと思料するときは直ちに被疑者を釈放しなければならない。

**問2** 被疑者の勾留に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者の勾留の期間は、期間の延長がなされない限り、検察官が勾留の請求をした日から10日間である。
2. 勾留の理由には、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由は必要ではなく、刑事訴訟法60条1項各号の事由（被疑者が住所不定のとき、被疑者に罪状隠滅のおそれがあるとき、被疑者に逃亡のおそれがあるとき）のいずれかに該当すればよい。
3. 勾留の理由又は勾留の必要性がなくなったときは、裁判官は、被疑者、その弁護人等の請求により、又は職権で、決定をもって勾留を取り消さなければならない。
4. 勾留理由の開示は、公開の法廷でこれをしなければならない。

**問3** 搜索等に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 私人が現行犯人を逮捕した場合、その私人が逮捕の現場で令状によらずに証拠物を差し押さえることはできない。
2. 緊急逮捕により被疑者を逮捕し、逮捕に伴う搜索をした場合において、逮捕状が得られなかったときは、差押物は、直ちに還付しなければならない。
3. 搜索、差押えの際、被疑者のプライバシー権が侵害されるおそれがあるので、被疑者を必ず立ち合わせなければならない。
4. 搜索差押許可状には、犯罪事実の要旨を記載する必要はない。

**問4** 弁護人の接見交通に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者の弁護人は、拘束された被疑者と立会人なくして接見し、又は書類その他の物の授受をすることができる。
2. 被疑者の請求により国選弁護人を付する対象事件の範囲は、拡大されている。これは、被疑者段階における弁護人の弁護活動の重要性が考慮されたためである。
3. 被疑者にとって逮捕直後の弁護人との接見は、防御の準備のために特に重要であるから、捜査機関は、弁護人となろうとする者から被疑者の逮捕直後に初回の接見の申出を受けた場合、たとえ短時間であっても、速やかに接見を認めることが望ましい。
4. 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、被疑者と家族等との接見を禁止することができる。この場合は、弁護人も被疑者と接見することができない。

**問5** 公判前整理手続に関するつぎの記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

1. 公判前整理手続は、必ず、公開の法廷で行わなければならない。
2. 検察官、被告人もしくは弁護人は、事件を公判前整理手続に付することを請求することはできない。
3. 公判前整理手続において、被告人及び弁護人は、検察官の請求証拠以外について、一定の類型に該当する証拠、自己の主張に関連する証拠を、法の定める要件の下で検察官に対して開示請求することができる。
4. 公判前整理手続に付された事件では、検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかった証拠であっても、公判前整理手続終了後は、証拠調べを請求することができない。

**問6** 公訴提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例によれば、起訴便宜主義が採用されている刑事訴訟法の下において、共同正犯者のうち1人のみを起訴することも許される。
2. 検察官による公訴の提起の効果の一つとして、当該事件の時効の進行が停止するという効果が生じる。
3. 起訴状には、被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項を記載しなければならない。
4. 「前科を誇示して恐喝した」というような、前科が犯罪の実行行為の一部となっている場合でも、起訴状の公訴事実中に前科を記載することは許されない。

**問7** 訴因の特定に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法をもって罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。
2. 訴因は、審判対象の範囲を画定するとともに、被告人の防御の範囲を明らかにする機能を有する。
3. 犯罪の種類、性質等の如何により、日時、場所等を詳らかにすることができない特殊事情がある場合でも、日時、場所等につき幅のある表示をすることは許されない。
4. 訴因が特定しない場合には、公訴提起の手續が法令に違反して無効となるため、公訴棄却の判決がなされる。

**問8** 自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 強制、拷問、脅迫が加えられて得られた自白であると認められる以上、その自白が真実であると判明しても、証拠となし得ない。
2. 判例に照らせば、自白をすれば起訴猶予にする旨の旨の検察官の言葉を信じた被疑者が、起訴猶予になることを期待してした自白は、任意性に疑いがあると言えるので、証拠能力が認められない。
3. 被告人の自白には補強証拠が必要とされるから、補強証拠がない場合には、その自白には証拠能力が認められない。
4. 被告人の自白に任意性が認められる場合でも、その証明力は慎重に判断されなければならない。

**問9** 伝聞法則に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 伝聞法則とは、反対尋問を経していない供述証拠は原則として証拠になり得ないという法則である。
2. 伝聞法則の根拠の一つとして、供述証拠は知覚・記憶・表現・叙述のそれぞれの段階で誤りが混入する危険性があることが挙げられる。
3. その供述によって、内容となっている事実を立証しようとする場合には、伝聞法則の適用を受ける。
4. その供述によって、そのような供述がなされたこと自体を立証しようとする場合でも、その内容の真実性が問題となるので、伝聞法則の適用を受ける。



**問10** 判決に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。
2. 無罪判決には理由を付することを要しない。
3. 不服申立てが許される裁判について、上訴期間が徒過した場合又は上訴を放棄した若しくは取り下げた場合、その裁判は確定する。
4. 有罪、無罪及び免訴の判決が形式的に確定すると、これと同一の事件について再度の公訴提起は許されないという一事不再理の効力が生ずる。